

24第2305号  
平成24年8月8日

中野市水道事業運営審議会長 様

中野市長 小田切 治世

中野市下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について（諮問）

中野市水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

1 下水道使用料及び農業集落排水使用料について

- (1) 料金算定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日（3年間）
- (2) 料金改定内容 据置きとする（別表（案）のとおり）

(別表)

下水道使用料・農業集落排水施設使用料(案)

(消費税含1使用月につき)

基本料金		汚水量料金(1m <sup>3</sup> につき)	
汚水量	使用料		
10m <sup>3</sup> まで	円 1,522.50		円
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	189.00
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	210.00
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	237.30
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	260.40
		100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> まで	266.70
		300m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	275.10
		500m <sup>3</sup> を超えるもの	289.80
公衆浴場汚水		1m <sup>3</sup> につき	58.80